

一般競争見積公告

次のとおり一般競争見積に付します。

日本フードパッカー株式会社が発注する「日本フードパッカー株式会社 道南工場 新築工事の内金属検出器、X線異物検出器 機器・製造据付試運転調整」について一般競争入札を行いますので公示します。

なお、本入札は国の補助事業の交付決定前の契約準備行為であるため、令和4年度補正予算において予算の交付がなされない場合には、本入札公告は中止するものとします。

令和5年2月27日

(事業実施主体)

日本フードパッカー株式会社

代表取締役 吉原 洋明



1. 競争見積に付する事項

- (1) 事業主体：日本フードパッカー株式会社
- (2) 工事名：日本フードパッカー株式会社 道南工場新築工事の内
金属検出器、X線異物検出器 機器・製造据付試運転調整
- (3) 工事場所：北海道二世郡八雲町立岩 356
- (4) 工事概要：金属検出器、X線異物検出器 機器・製造据付試運転調整
- (5) 工期：着工 令和5年3月27日（予定）
完成 令和5年3月31日（予定）
引渡 令和5年3月31日（予定）
- (6) 入札の開札の日時
令和5年3月下旬を予定（入札及び開札日については確定次第連絡します。）

(7) 工事請負締結：日本フードパッカー株式会社と契約を行うものとする。なお、落札した請負者が暴力団等の関係者であることが判明した場合、契約は出来ないものとする。

2. 競争入札に参加するものに必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請者は、経常利益が直近3か年連続赤字ではない者であること。
- (3) 申請者は、工場稼働後、不具合時に速やかに対応できるアフターメンテナンス体制を有していること。

- (4)申請者は、過去10年以内に、金属検出器、X線異物検出器に関して、製造据付試運転調整の実績を有し、稼動状況において問題が生じていないこと。
- (5)申請者は、入札執行の日までの間に、国内で競争入札参加資格者指名停止を受けていないこと。
- (6)申請者は、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又は、これらに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態に継続している者でないこと。
- (8)入札に参加しようとする者の間に、次に掲げる資本関係又は人的関係がないこと。
- ①以下のいずれかの場合に該当する資本関係
- I) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
- ②以下のいずれかの場合に該当する人的関係
- I) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
- II) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- III) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
- その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 競争見積手続等

(1)担当窓口（設計監理者）

名称：日本ハムエンジニアリング株式会社

住所：東京都品川区大崎2-1-1 Think Park Tower 13F

電話：03-4555-8390

設計監理担当者：大森 淳司、先崎 猛

(2)競争見積説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和5年2月27日（月）～令和5年3月10日（金）

提出日は土日を除く10時～16時

場所：日本ハムエンジニアリング株式会社

電話：03-4555-8390

(3)競争参加資格申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期間、場所及び方法

期間：令和5年3月10日（金） 17時まで

場所：日本ハムエンジニアリング株式会社

方法：上記場所に持参のこと。

(4)競争見積の日時及び場所並びに入札書の提出方法

期間：令和5年3月27日（月） 15時まで

場所：日本ハムエンジニアリング株式会社

方法：上記場所に持参のこと。

4. 競争見積の無効

(1)本公告に示した競争参加資格のない者の行った見積

(2)申請書または資料に虚偽の記載をした者の行った見積

(3)競争見積に関する条件に違反した見積

(4)見積り前後で、不正な手段を行ったことが明確な場合の見積

5. 落札者の決定方法

(1)予定工期内に工事完成であること。

(2)予定工事内容を全て見込んだ見積であること、かつ、最低の価格をもって有効な見積を行った者であること。

(3)既存工場を稼働しながらの工事の為、安全配慮を適切に計画した仮設計画を行っている者であること。

(4)その他、図面、設計見積要項書、質疑回答書等の記載内容を含んでいること。

6. その他

詳細は現場説明会時に説明する。

以上